



# 安来市総合計画 後期基本計画

安来市

平成23年



# 目 次

## 第1編 序論

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の構成と期間	1
3. 基本構想と後期基本計画	2

## 第2編 後期基本計画

1. 参加と交流のまちづくり（参加と交流の促進）	3
施策の基本方向	3
施策の体系	3
市民・地域・行政の役割	3
(1) 地域コミュニティの確立	4
(2) 共助の地域づくり	5
(3) 多様な交流の促進	6
(4) 連携の地域づくり	7
2. 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり（産業の振興）	
施策の基本方向	8
施策の体系	8
市民・地域・行政の役割	8
(1) 農林業の振興	9
(2) 商工業の振興	10
(3) 観光の振興	11
(4) 雇用の促進	12
3. みんなが住みよい快適環境のまちづくり（定住環境の整備促進）	
施策の基本方向	13
施策の体系	13
市民・地域・行政の役割	13
(1) 道路・交通ネットワークの整備	14
(2) 水環境整備の促進	15
(3) 地域情報化の促進	16
(4) 生活環境整備の促進	17
(5) 自然環境・景観の保全	18
(6) 地域防災・防犯の推進	19

4 . 地域の中で支えあう安心のまちづくり (健康・安心・生きがいの創造)	
施策の基本方向	20
施策の体系	20
市民・地域・行政の役割	20
(1) 保健・医療の充実	21
(2) 地域福祉の充実	22
(3) 子育て環境の充実	23
(4) 高齢者福祉の充実	24
5 . ひとが輝く活力発揮のまちづくり (教育・文化の充実)	
施策の基本方向	25
施策の体系	25
市民・地域・行政の役割	25
(1) 学校教育の充実	26
(2) 社会教育の充実	27
(3) スポーツ・レクリエーションの推進	28
(4) 青少年の健全育成	29
(5) 文化活動の推進	30
(6) 男女共同参画社会の推進	31

# 第 1 序 論

## 1 . 計画策定の目的

本市は、平成 16 年 10 月の市政施行にあわせ、安来市総合計画（基本構想と前期基本計画）を策定し、市の将来像に掲げた「元気・いきいき・快適都市」を目指したまちづくりを展開してきました。

前期基本計画の期間中、道路整備や上下水道整備などを推進し、より快適な環境を創出するための基盤整備に努めてまいりました。

これまでの前期基本計画での取り組みを踏まえ、平成 22 年度以降の施策の取り組みを掲げた後期基本計画を策定しました。

本計画では、少子高齢化、高度情報化、環境問題の深刻化、産業構造の高度化など、社会経済情勢が大きく変化するなかで、新たなまちづくりの課題やニーズに対応するとともに、地域主権改革の進展や厳しい財政状況を踏まえて、長期的な視野に立った計画的かつ安定的な行政運営に取り組んでまいります。

## 2 . 計画の構成と期間

### 基本構想

- ・長期的な視点に立ったまちづくりの指針を示すもので、まちづくりの基本理念、基本目標、将来像、基本方針などを明らかにします。
- ・計画期間は平成 18 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年次とする 10 年間とします。

### 基本計画

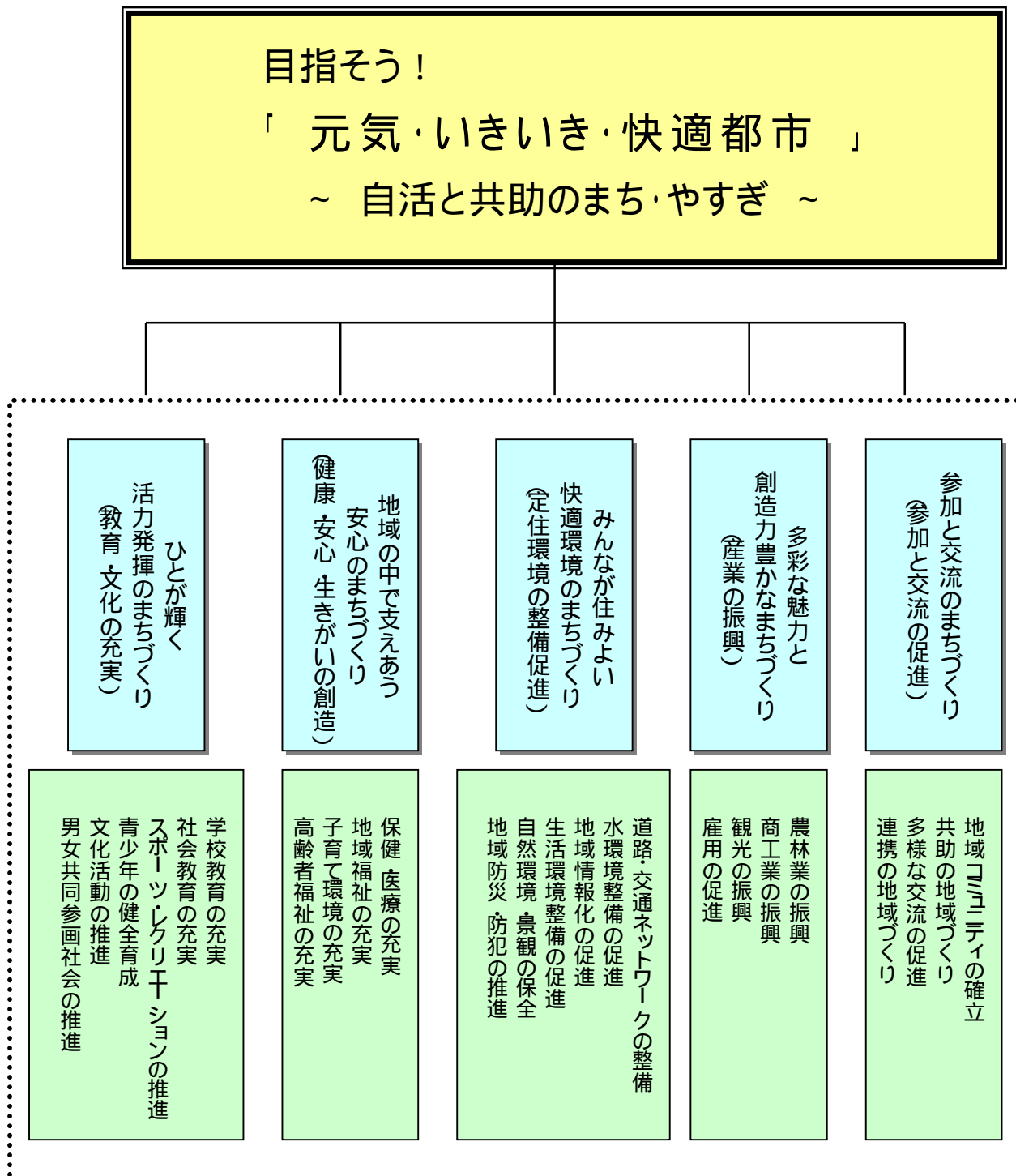
- ・基本構想で示されたまちづくりの将来像や基本目標を実現するために必要となる施策、事業を体系別にまとめ、その具体的な展開を明らかにします。
- ・後期基本計画期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基本構想	10 年間									
基本計画	前期 4 年間				後期 6 年間					

### 3. 基本構想と後期基本計画

安来市総合計画では、「元気・いきいき・快適都市」を市の将来像とし、これを実現するための10年間の基本構想を定めています。

後期基本計画においても、この基本構想に基づき施策の体系を定めます。



## 第2 後期基本計画

### 1. 参加と交流のまちづくり（参加と交流の促進）

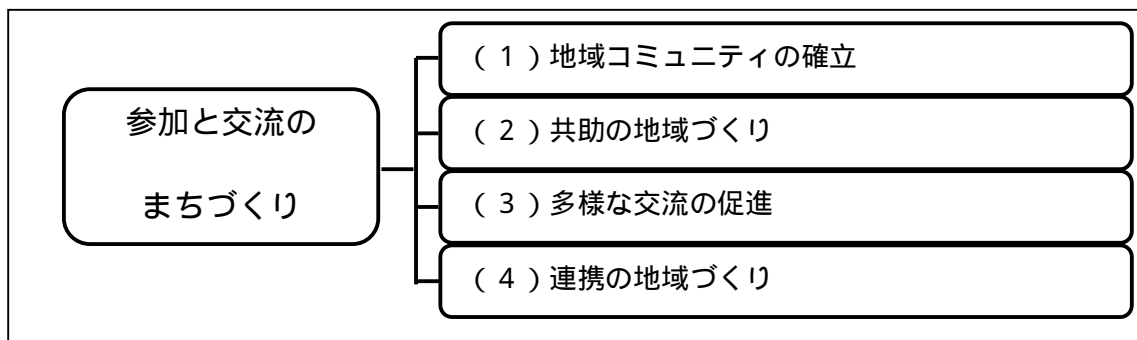
#### 施策の基本方向

社会経済情勢の変化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、地域の連帯感や活力の低下が生じており、相互扶助や社会参加など地域のコミュニティ機能が失われつつあります。市民がそれぞれの個性や能力を発揮し、積極的に行動ができる環境づくりに努め、地域を活力あるものにし、発展させていくために地域コミュニティを確立し、自治意識の高揚を促進します。

地域でともに助け合い協力していくことが地域コミュニティ、住民自治の原点です。地域や仲間と共に連携して、不足するものを補い合い、助け合って安心して生活ができる共助の地域社会を目指します。

中海圏域は周辺都市の交流や連携の要衝地といえます。広域観光や歴史文化、ものづくりなど地域発展の共通活力基盤が数多くあります。中海圏域を日本海国土軸における中核都市圏として確立し、さらには環日本海交流圏を形成するために、圏域の連携を深め、交流と発展の先導的役割を市民協働によって果たすことが重要であると考えます。

#### 施策の体系



#### 市民・地域・行政の役割

市民	地域	行政
まちづくりに主体的に取り組めます。 まちづくりの基本姿勢を示す条例制定を目指します。 自治意識を高め、参加と協働に努めます。	地域住民の連携により地域活性化を図ります。 コミュニティステーションを確立し地域自治の強化、活性化を図ります。	地域コミュニティステーションの整備・確立を支援します。 地域のイベントや伝統行事の開催に向けた側面支援を推進します。

## ( 1 ) 地域コミュニティの確立

高齢者世帯や核家族、共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化、また、個人主義や人間関係のわずらわしさを避ける風潮も相まって、地域の連帯感や活力の低下が生じ、相互扶助や社会参加など地域のコミュニティ機能が失われつつあります。

地域の主役である住民がその個性や能力を発揮し、積極的に行動、創造できる環境づくりに努め、地域を元気にし、発展させていくために地域コミュニティを確立し自治意識の高揚を図ります。

地域づくりの核となる拠点施設として各地域にコミュニティステーションを整備し、子どもからお年寄りまで、住民誰もが気軽に集える交流の場とします。

身近な共通課題は地域でともに考え、ともに助け合い解決していくことが地域コミュニティ、住民自治の原点であると考えます。自分で解決できることは自分で、一人で解決できないことは地域や仲間（NPO、ボランティア、団体、企業など）で解決をする共助の地域を目指します。

地域コミュニティステーションの整備

地域コミュニティの情報発信・情報の共有の強化

情報インフラ（FTTHによる音声告知システム・CATVによるコミュニティチャンネル等）の利活用促進

○ じげの担い手育成の支援

交流センター、体育協会、消防団等の地域活動支援

地域のイベントや伝統行事などの支援

地域課題の解決や活性化に向けた行政との協働の実践

地域ボランティア団体の育成

### コミュニティステーション

特に法的な根拠や定義はありません。

新生市が目指すコミュニティステーションは、地域の活動（地域振興・生涯学習等）、共助の地域づくりの核となる拠点施設であり、子どもからお年寄りまで、住民誰もが気軽に集える交流の場とします

また、その地域の住民が、自分たちの地域にはどのようなコミュニティステーションが必要かを自分たちで考え、それに沿って整備を行うことが望ましいと考えています。

具体的には、現在の公民館を活用することを基本とし、本来生涯学習の拠点である地区交流センターが持つポテンシャルを最大限に引き出せるよう、その地域の実情、活動状況に応じた施設の整備・拡充、活動の支援を行います。



## ( 2 ) 共助の地域づくり

地域における“ひと”と“ひと”の関わりや組織・団体同士の関わり合い、都市と農山村地域との関わり合いなど、さまざまな関係が良好に保たれるためには、多様な主体者（住民、NPO、ボランティア、行政、団体、企業など）が対等なパートナーとして社会に参加・参画できる環境が必要となります。これらの主体者が相互に助け合い、連携して不足するものを補い助け合うこと（連携・補完）によって地域の繁栄、地域における安心感のある暮らしが実現できるものと考えられます。

点在する空き家を活用するなど、地域における関係づくりや参加・参画の場としてさまざまなひとびとが集える交流の拠点を整備し、共に助け合い、支えあって安心して生活ができる地域社会を目指します。

また、配偶者からの暴力や高齢者への虐待は表面化しづらく、家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、地域社会全体として人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための啓発活動を推進します。

地域コミュニティ相互の交流機会の拡大  
思いやりのある相互扶助の地域づくりの推進  
地域に根付いてきた祭事、伝統行事を通じたコミュニティ意識の醸成  
NPO・各種団体等との協働による地域づくりの推進  
ノーマライゼーションの地域づくり  
在住外国人のための相談体制の整備  
DV相談窓口の設置

### ( 3 ) 多様な交流の促進

“ひと” と “ひと” の出会いやふれあいを大切にした近隣都市との交流、住民や民間団体が主役として活躍できる国際交流を図り、異文化や新しい価値観、考え方にふれる機会の拡大を推進します。

月の輪まつり、祇園祭、刃物まつりなど市の主要な祭りや自然環境を活かしたグリーンツーリズムなど、多様な機会を活かした交流を促進します。

中海のラムサール条約登録を契機に、良質な水資源を確保するための広葉樹植林作業を通じた交流の推進や、新たな交流の場ともなる中海ふれあい公園（仮称）の整備促進を図ります。

また、国際的な交流を促進するため、国際化に対応できる人材の育成、外国語習得の機会の拡大にも力を注ぎます。

史跡・歴史的町並みの活用

伝統的祭事、伝統行事による交流促進

安来節による交流促進

青空市・朝市の開設促進

中海ふれあい公園（仮称）の整備促進

親水空間、市民の森、水と緑の空間の活用

ウォーターフロントの整備

道の駅などの交流促進施設の拡充

デュアルライフの推進

密陽市（大韓民国慶尚南道）との姉妹都市交流

異文化（国際）交流の推進

外国語指導者の招へい

#### ( 4 ) 連携の地域づくり

地域のニーズなどを的確に把握し、市民サービスの向上を図るために市民に最も身近な行政機関は市庁舎といえます。地域内連携の核として分庁舎方式による庁舎建設計画を進め、地域住民の利便性の確保と地域活性化の拠点としての機能の充実を図ります。

中海圏域は高速交通網や鉄道、空港・港湾が身近にあり、交流、連携の要衝地といえます。中海圏域の総合的、一体的な発展を主体的に推進するため中海沿岸の自治体により結成された中海市長会を中心に、広域観光や歴史文化、ものづくり等の多角的な地域発展の共通活力基盤として中海のポテンシャルは、一層高まるものと考えられます。

道州制を見据えた時代の中において、島根・鳥取両県を結節する地域として、都市機能の相互補完や広域連携による自然環境と生態系の保護への取り組みなどを通じて、中海圏の交流と発展の先導的役割を果たし、個性と存在感のある「中海圏の交流と発展 フロンティア都市やすぎ」を目指します。

都市間連絡道路網の整備促進

高次都市機能（国際空港・国際港湾・高度医療施設等）へのアクセス改善

広域連携を図る協議会等の組織化

多様な組織等（住民、行政、企業、各種団体）の連携強化

○ 安来庁舎建替え、広瀬庁舎改修、伯太庁舎利活用等

## 2. 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり（産業の振興）

### 施策の基本方向

活力ある農業生産に向けて、豊かな自然、地域の特性を活かしながら、後継者や新規就農者など担い手の育成確保に努め、生産基盤の整備や生産団地の育成などに取り組んでいきます。

また、森林の持つ水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を十分に発揮する豊かな森づくりを目指して、林道整備、間伐を計画的に行います。

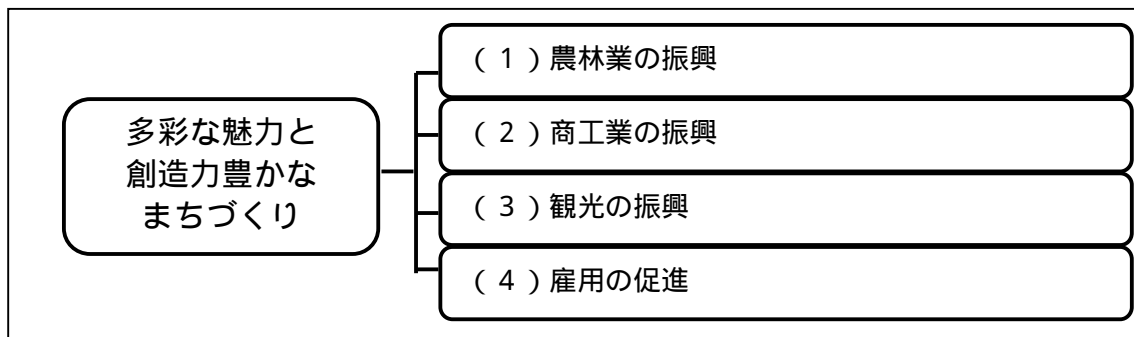
空き店舗を活用した商店街の活性化促進等により、まちづくりと一体となった商業振興を図ります。

産学官の連携強化、研究基盤を持たない中小企業への支援を行い、新技術、先端技術の開発を促進します。

価値ある遺跡や史跡、古社寺、伝統芸能、温泉など恵まれた資源を活かし観光の振興を図ります。

雇用をめぐる情勢は極めて厳しい状況が続くなかで、地域雇用の機会拡大に向けた取り組みを促進します。

### 施策の体系



### 市民・地域・行政の役割

市民	地域	行政
地産地消や地元製品愛用など、地元製品の消費拡大を心がけます。 地域資源を活かした観光振興にむけた取り組みへの参加・参画に努めます。	地域産業に対する理解を深め、産業特性を活かしたまちづくりを進めます。 UJIターン者の受け皿を地域でつくり、共に歩むまちづくりを推進します。	生産基盤の整備や交通アクセスの向上など、環境整備を推進します。 地域産業の振興に向けた技術開発・人材育成を支援します。 地域産業や地域資源の情報発信とPRを推進します。

## ( 1 ) 農林業の振興

活力ある農業生産に向けて、豊かな自然、地域の特性を活かしながら、後継者や新規就農者など担い手の育成確保に努め、「生産基盤の整備」「生産団地の育成」「流通体制の構築」「加工対策」「ブランド化」などを中心に取り組んでいきます。また、有機農産物等の環境にやさしい農業を目指し、生産者と消費者が連携した地産地消、農作物の鳥獣被害対策等も積極的に推進します。

畜産の振興に努めるとともに、排出されたふん尿から良質の堆肥を生産し、循環型農業を推進します。

林業については、森林の持つ水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を十分に発揮する豊かな森づくりを目指して、林作業道等の路網整備を行い、間伐及び間伐材の利用促進を推進します。

農業後継者、定年帰農・新規就農者、集落営農組織の支援・育成  
ふるさと公社の効率化・経営安定

ほ場、農道等の生産基盤の整備

果樹・野菜・園芸作物の振興、団地化の推進と流通の拡大

畜産施設の整備支援、肉用牛、酪農の振興

農畜産物の加工、高付加価値化、販路の拡大

有機農産物の生産拡大と直売施設の拡充、地産地消の推進

鳥獣被害対策の強化

林道、作業道の整備ならびに間伐材の利用促進

○ 地元産材の利活用促進

## ( 2 ) 商工業の振興

商業は、商工会議所・商工会を中心とする商業振興イベントの開催支援、空き店舗を活用した商店街の活性化促進等により、まちづくりと一体となった商業振興を図ります。

また、地域の実情を踏まえた商品宅配システムの構築など、生活環境の整備に努めると同時に地域商業の活性化を図ります。

工業は、金属加工を核に、新たな関連企業の誘致や起業家の育成を支援する一方で、産学官の連携強化、研究基盤を持たない中小企業への支援を行い、新技術、先端技術の開発を促進します。

さらに、創業、経営革新、多角化、eビジネスなど、新分野への進出を側面的に支援します。

物品販売促進イベントの開催支援

空き店舗等を活用した創業支援、交流空間づくりへの対応

買い物代行・宅配システムの研究支援

圏域内商業施設へのアクセス向上、買物バスの利便性向上

地元特産品の情報発信、販路拡大の支援

新技術、先端技術の開発支援

○ ものづくり技術の継承支援

鉄鋼業、機械部品加工業の共同受注・販路拡大支援

eビジネスのまち構築支援

伝統産業（織物、染物、和紙、陶芸品、鍛造品、木材加工品等）技術の継承支援

異業種交流や企業連携の支援

○ 住宅のリフォーム支援

### ( 3 ) 観光の振興

市内には民謡安来節や価値ある遺跡、史跡、まつり、社寺、庭園をはじめ、優れた有形・無形の文化財が豊富に保存されています。

さらに、美しい田園景観、雄大な眺望、素晴らしい泉質と湯量を誇る温泉などに恵まれています。

このような資源を活かし、関係団体が連携を持って、観光資源のルート化、連携強化、情報発信強化を図ります。

また、地域の歴史や伝統を実感できる体験型観光、美しい自然と農村文化にふれるグリーンツーリズムなどを推進し、観光産業の基盤整備に努めます。

安来節、月山富田城、ヤスキハガネを核とした観光振興  
月の輪まつり、刃物まつり、チューリップまつりなど祭りによる観光振興  
道の駅など拠点施設をいかした観光振興  
観光ルートの開発、サインの整備、観光施設間の連携の強化  
観光データベース化による情報発信  
ボランティアガイドの育成  
体験型観光（安来節、染物、紙すき、陶芸、農業など）の振興  
広域連携による観光振興

#### ( 4 ) 雇用の促進

雇用をめぐる情勢は極めて厳しい状況が続くなかで、地域の雇用を確保していくため、工業分野、環境分野、農林業分野、福祉分野を中心に雇用の機会拡大に向けた取り組みを促進します。

また、公共施設等の整備・維持、公共サービスの運営については官民の適切な役割分担に基づく、新たなパートナーシップの形成に努めます。

企業誘致については、国内を見渡すと生産拠点の海外移転もあり、容易ではありませんが、県や関係諸団体との連携を強化し模索する一方、市内企業の事業規模拡大の支援により雇用の拡大を図ります。

定年退職を迎える団塊世代も視野に入れたU J I ターン者の受け入れ推進や起業の支援をします。

中小企業支援による雇用の場の創出  
島根東部地域職業訓練センター事業の継続実施  
勤労者福祉対策の推進  
新卒者及びU J I ターン者の就職支援・受け入れ推進  
新規就農者受け入れ体制の整備・拡充  
女性の社会進出の支援



### 3. みんなが住みよい快適環境のまちづくり（定住環境の整備促進）

#### 施策の基本方向

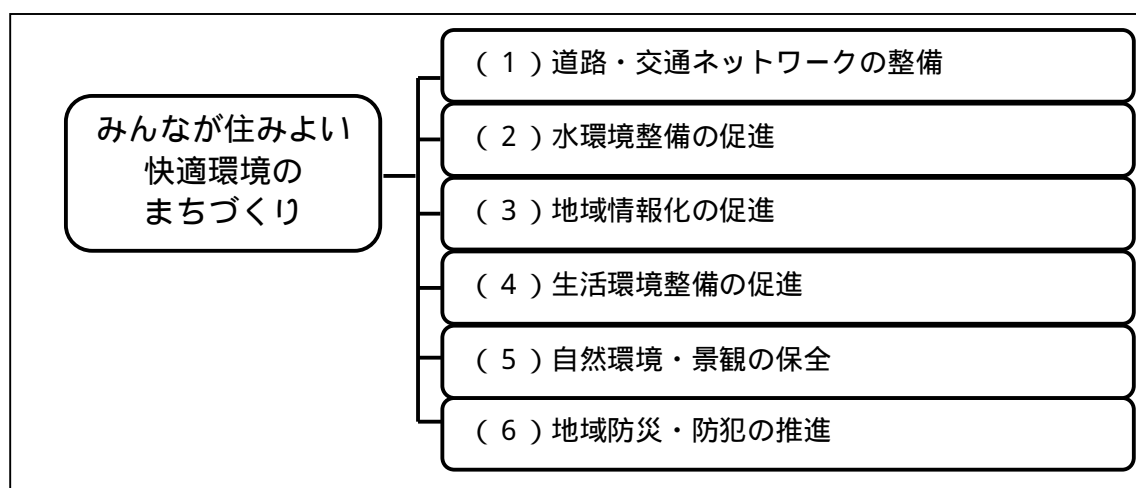
市民が安心して暮らす基本となる道路網や上下水道（農業集落排水施設等）、情報通信ネットワークなど生活環境基盤の整備、促進を図ります。

人びとが市内を容易に移動できる交通手段としてイエローバスがあり、バスダイヤ、路線等利用者の利便性向上を図ります。

住民の生命を守り育てるきれいな水や恵まれた自然環境、美しい景観などを適切に保全、保存するため、総合的な環境保全に努めます。

地域の実情に合った防火体制や消防・防災体制の充実を図ります。また、自然災害に住民が連携を持って迅速に対応できるまちづくりを目指します。

#### 施策の体系



#### 市民・地域・行政の役割

市 民	地 域	行 政
<p>河川や中海の水質浄化に向け、生活雑排水や汚水の適切な排出に努めます。</p> <p>ごみの分別排出を守り環境に負荷を与えない自然にやさしい資源循環型社会の形成に努めます。</p> <p>非常災害に備えた日常点検に努めます。</p>	<p>良質な水環境を維持するため、地域で総合的な水環境対策を推進します。</p> <p>地域の安全は地域で守るため、市民や団体、地域が連携強化し、防災・防犯対策を強化します。</p>	<p>水環境をはじめとする自然環境と景観の保全を推進します。</p> <p>幹線道路、地域幹線道路、日常生活道路など道路の整備促進や情報通信ネットワークの整備に努めます。</p> <p>生活バス、高速バスの利便の性向上に努めます。</p> <p>消防防災体制の強化を図ります。</p>

## ( 1 ) 道路・交通ネットワークの整備

道路・交通ネットワークは、地域活力の向上、住民生活の利便性の向上において重要な役割を担います。

活発な地域連携や交流活動を推進するとともに、市民生活や産業活動の利便性を高め、さまざまな活動を円滑にする道路・交通環境の創出を基本方向とし、「幹線道路」、「地域幹線道路」、「日常的生活道路」の体系的な整備促進に努めます。

地域物流の拠点となる境港及び米子空港へのアクセス改善のための中海架橋（仮称）の早期建設促進を図ります。

また、地域に密着した交通手段として生活バスの利便性向上を図るとともに、道路・交通関連施設の整備に努めます。

さらに、高速道路の整備促進を図るとともに、高速バスストップの整備によりその利用を促進します。

幹線道路ネットワークの整備促進

地域幹線道路ネットワークの整備

日常的生活道路の整備（1.5車線の整備含む）

中海架橋（仮称）の建設促進

トリプルポートへのアクセス改善

○ 高速バスストップの整備

## ( 2 ) 水環境整備の促進

市民の生命を守り育てるきれいな水環境を維持するため、水辺の環境の整備や、下水道（農業集落排水、合併浄化槽を含む）の整備を推進します。

生活雑排水が環境に大きな負荷を与えないよう、排出時の処理や有用微生物使用など河川の浄化を目指し、啓発活動に努めます。

市内を流れる河川の豊かな水は市内はもとより近隣市町に生活用水、工業用水として供給し、能義平野の水田も賄っています。人々が生活するための源である水資源の重要性を再認識し、森林・農地の持つ水源かん養機能の保全対策や河川を媒介とした上下流域住民の交流を促進し、水の保全に対する意識の啓発を促進します。

また、中海のラムサール条約登録により、賢明な利用を推進するためにも、中海及び流入河川の水質浄化、沿岸美化等の環境保全活動が求められており、住民やボランティア団体と協働した取り組みを図ります。

水源かん養、保水機能の保全

動植物の生息環境の保全

水辺（中海、河川）の環境の整備

多様な生態系に配慮した河川、護岸整備の推進

下水道の整備促進

水質や水源環境の管理体制の確立

生活雑排水の処理に対する意識啓発

河川、森林に親しむ地域交流・学習の促進

○ 斐伊川・中海の水質改善に向けた取り組み

### ( 3 ) 地域情報化の促進

情報通信技術の発展により、情報に関する環境は一段と高度になり、企業はもとより、一般家庭においても自由にさまざまな情報を発信収集することができるようになっていきます。

このような社会環境の中で、情報通信に係るサービスの利用の可否について生じていた地域間格差を是正するため、光ケーブルによる高速通信網を整備しました。この通信網を利用することで、安全・安心なまちづくりと、情報発信の推進による産業や地域間交流の活発化、地域の活性化を図ることも可能となります。

この通信網をいかし、地域の情報化を促進するとともに、しまね電子申請システムの導入整備を推進し、効率的かつ迅速な行政業務を行うことにより、住民サービスの向上に努めます。また、市の整備した光ケーブルによる高速通信網を有効に利活用していくため、調査研究を進めます。

地域イントラネットの利用促進  
住民サービス情報システムの利用促進  
高速情報通信環境（FTTH）の利用促進  
情報活用能力の向上を図る講習会等の開催  
他地域との情報交流の促進  
移動体通信（携帯電話）網未整備地域の解消

#### ( 4 ) 生活環境整備の促進

市民誰もが住みやすく、環境に負荷を与えない、自然にやさしい資源循環型の地域社会を形成していく必要があります。環境を守る 3 R の推進やごみの分別排出の徹底など啓発促進します。

若者の定住を促進する住環境整備や水・緑に恵まれたやすらぎ、憩い、交流の場を創出し、うるおいのある生活空間整備を推進します。

市民の積極的なユニバーサルデザインのまちづくりに関する理解と協力により、すべての市民が利用しやすく安全で快適なまちづくりを進めます。

また、市民生活に密着した道路を快適に利用できるよう補修や除雪対策に努めると共に、上水道においてもより安全な水道水の供給を目指して施設整備を図っていきます。

省資源・省エネルギー型の地域社会の形成

環境を守る 3 R の推進

ゴミの分別収集体制の確立

廃棄物処理施設の整備

コンポスト(堆肥)化、有機肥料化の推進

公共賃貸住宅の整備、定住住宅の整備、安心安全な住宅の整備

上水道の整備促進

憩いの空間づくりの推進

ユニバーサルデザインの導入

除雪対策の実施

○ 公園墓地の整備

## ( 5 ) 自然環境・景観の保全

中国山地に連なる山なみや田園の広がり、川岸や中海沿岸の水辺など、河川の源流から河口、海までを包含する自然環境は本市の財産であり、これらを後世に伝えていくことは、この地域に住む私たちの責務です。

自然環境の適切な保全を行うとともに、地域の暮らしのなかで育まれてきた美しい自然景観や歴史的景観の保存・活用に努めます。

また、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の排出抑制に対する意識の高揚を図り、新エネルギーの活用促進に努め、「水と緑と文化が調和する健康・交流のまち」にふさわしい環境と景観を守ります。

住民やボランティア等の自然愛護、景観保全活動支援  
史跡・歴史的町なみの保全  
緑の環境保全（緑のダム機能の維持向上等）  
環境に対する意識啓発、環境学習の推進  
新エネルギーの活用促進  
温暖化対策の推進  
廃棄物の不法投棄監視体制の強化

## ( 6 ) 地域防災・防犯の推進

当地域の歴史を振り返ると、飯梨川や伯太川の度重なる氾濫など幾多の水害を経験し、近年では鳥取県西部地震で当地域においても甚大な被災をし、改めて自然災害の恐ろしさを実感させられました。

住民の生命や財産を守るため、河川の氾濫防止対策、土砂流出・地すべり対策、中海沿岸の高潮・内水対策等を推進します。また、地域防災力の強化の取り組みを進めるとともに、少子高齢化が進む中、地域内での支援体制を整えるため情報の共有化を図ります。さらに、救命率の向上を目指し、市民に救急車が到着するまでの心肺蘇生法等の普及啓発活動を積極的に進めます。

こうした風水害や地震をはじめとする自然災害に住民が連携を持って迅速に対応できるまち、また、交通安全や防犯対策も合わせ、地域の安全は地域で守るまちづくりを推進します。

子どもの防犯対策については、子ども安全センターの活用により子どもの被害防止を図ります。

防災行政体制の構築（地域防災計画、消防本部・防災センターの整備）

迅速な情報・伝達網づくり（ブロードバンド事業による告知システム・防災行政無線等）

地域消防団との連携による消防・防災体制の強化（地域防災拠点の整備）

市民救命士の養成（1家族1市民救命士を目指し救命士講習会の開催）

交通安全意識、防犯意識の啓発

河川改修、地すべり・がけ崩れ・砂防、高潮・内水対策の充実

消防施設・設備の整備

歩車道分離や交通安全対策（街路灯・カーブミラー設置等）の推進

○ 災害時要援護者台帳の整備

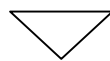
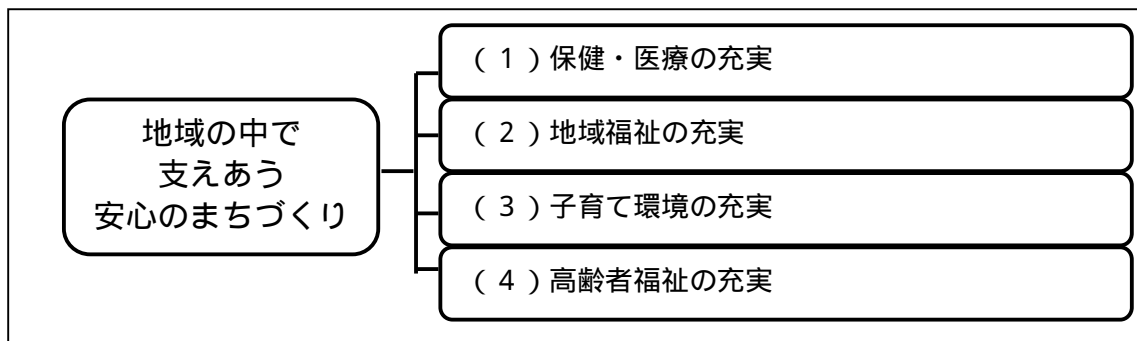
○ 自主防災組織の育成推進

#### 4 . 地域の中で支えあう安心のまちづくり（健康・安心・生きがいの創造）

##### 施策の基本方向

市民すべてが健康で、安心して、生きがいを持って暮らせるまちを目指して、保健・医療や高齢者福祉の充実を進めると同時に、市民一人ひとりが健康づくりや地域の福祉活動、子育て環境づくりなどに主体的に取り組み、市民や地域と行政が一体となって、子どもを安心して生み、育て、生涯をとおして健康で、誰もが生きがいをもって、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

##### 施策の体系



##### 市民・地域・行政の役割

市民	地域	行政
自らの健康管理に取り組み、心身の健康づくりを心がけます。 ボランティア活動や支えあい活動に積極的に参加して、支え合い・助け合いの輪を広げます。	身近な地域での支えあいによって、高齢者・障がい者とともに暮らす環境づくりを進め子どもたちを育む意識をもち、子どもの成長や子育て家庭を支援する活動を進めます。	さまざまな市民ニーズに応える保健医療体制づくりを進めます。 地域における福祉環境の整備を推進するとともに、地域福祉活動への支援や高齢者・障がい者の自立生活を支援します。 子どもの健やかな成長や子育てを総合的に支援する取り組みを進めます。



## ( 1 ) 保健・医療の充実

市民が、生涯をとおして健康でいきいきと暮らせる、健康長寿の地域社会を築くことが求められています。

健康増進計画「健康やすぎ21」に基づき、地域住民、関係機関・団体と協働して生活習慣病を予防し、寝たきりにならない状態で生活できる健康長寿をを伸ばしていく活動を推進します。

また、次世代を担う子どもたちの健康とすこやかに子育てができるまちづくりを目指します。

さらに保健・医療と福祉が一体となったシステムを確立することにより、地域の医療機関との連携を強化し、住民のニーズに対応した地域医療サービスを提供するとともに、良好な医療を提供するための医療従事者の人材確保に努めます。

市立病院についても地域に密着した中核的な自治体病院としての役割を果たせるよう、その機能の充実を図ります。

健康づくりの推進

健康管理システムの充実

生活習慣病、介護予防対策の推進

思春期保健対策の強化と健康教育の推進

母子保健対策の拡充

口腔歯科保健対策の推進

市立病院の医療設備の拡充

へき地医療体制の確保

○ 医師・看護師等の確保

がん・感染症・難病等に関する対策の推進

○ 乳幼児医療の充実

## ( 2 ) 地域福祉の充実

すべての人が住み慣れた家庭、地域の中で安心して暮らせる社会を実現するため、地域福祉の充実に努めます。

また、「安来市障害者基本計画」に基づき、ノーマライゼーションを基本とし、計画に沿った施策を推進するとともに、障がい者の状況に応じた支援や地域社会への参加促進を推進します。

関係団体、企業、NPO、行政などの協働による地域福祉を推進します。

### 安来市地域福祉計画の推進

#### ○ 安来市障害者基本計画の推進

福祉教育の充実・推進

権利擁護事業の推進

NPO法人、ボランティア団体等の協働体制促進

福祉関係（法人）団体との連携による福祉サービス供給体制の拡充

### (3) 子育て環境の充実

少子化は社会全体の将来にかかわる重要な問題であり、次世代育成支援行動計画に沿って、すべての市民が年齢、子どもの有無にかかわらず、次世代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支えあう必要性を理解し、地域連携・協働のもとで子育てができるよう推進します。

さらに、就学前の教育・保育を相互補完するものと捉え、保育施設の機能拡充に努め、幼稚園、保育所の保育一体化を推進し、保育サービスの充実を図ります。

「安来市次世代育成支援行動計画」に基づき、少子化対策の一環として総合的な事業展開による子育て支援施策を推進します。

#### 次世代育成支援行動計画の推進

子育てコミュニティ（地域の子育て支援ネットワーク、ファミリーサポートセンター）の拡充

子育て支援センターの拡充

保育メニューの拡充

放課後児童クラブの拡充

幼保一体化の推進

子どもの人権擁護体制の整備

子育て支援環境の整備

子どもを犯罪等から守る環境の整備

#### ( 4 ) 高齢者福祉の充実

本市においては今後さらなる高齢化の進展が予測され、高齢者の福祉需要も高まることが予測されます。

「安来市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域で、安心して健康で生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指すとともに、ボランティア活動への参加や、高齢者の生涯学習、世代・地域を超えた人的交流など、高齢者や地域の方々が自ら考え、行動する自主的活動を積極的に推進します。

一方で関係福祉（法人）団体、NPO法人、ボランティア団体、地域との連携を強化し、介護体制、介護支援体制のさらなる充実を図ります。

- 高齢者主体の長寿社会の推進
- 健康長寿の推進
- 介護予防の推進
- 介護保険対象サービスの整備
- 介護保険事業の円滑な運営
- 認知症高齢者対策の推進
- 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- シルバー人材センター事業の促進
- 高齢者福祉施設サービスの充実

## 5. ひとが輝く活力発揮のまちづくり（教育・文化の充実）

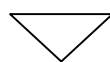
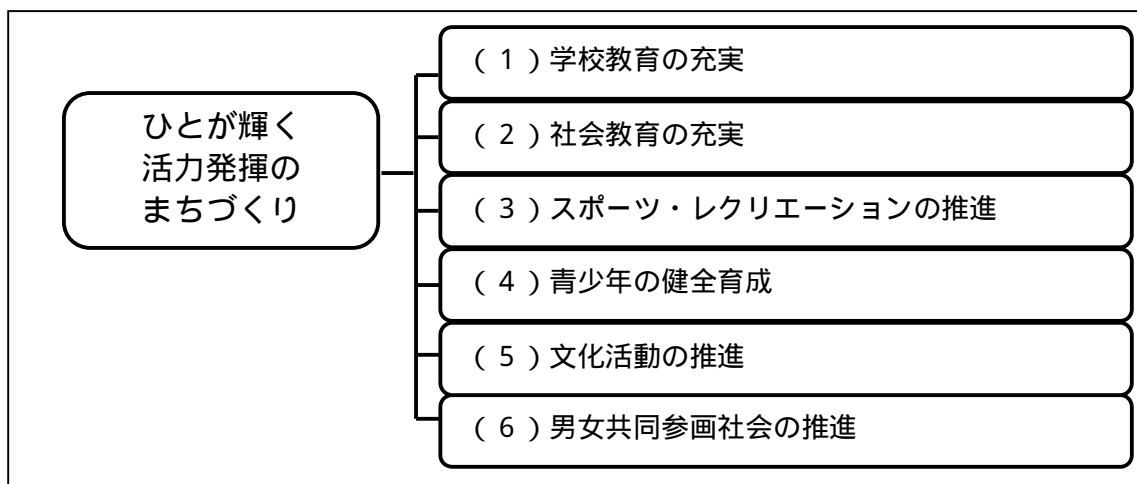
### 施策の基本方向

学校教育・社会教育を基本に人権を尊重し、個性が輝く活力あるひとづくり、ひとが輝く活力あるまちづくりを進め、若年層や女性が地域社会で自らの力を発揮できる男女共同参画社会を推進します。

スポーツ・レクリエーションに親しむことにより、健康づくりや交流人口の拡大を図ります。

また、青少年の健全育成に取り組める地域づくりを目指し、伝統文化、芸術等を発表する機会を拡大し、文化的風土の醸成や交流の拡大を図ります。

### 施策の体系



### 市民・地域・行政の役割

市 民	地 域	行 政
<p>自らが学習やスポーツに取り組み、多様な価値観や個性の醸成、心身の健康づくりを進めます。</p> <p>文化、芸術等による交流や発表の機会を拡大し、各種活動の活性化や自己実現に努めます。</p> <p>性別にとらわれることなく、平等に責任と義務を分かち合います。</p>	<p>地域に息づく伝統文化を住民が知り、体感し、継承していく地域づくりを進めます。</p> <p>地域行事へ子どもや青少年の参加を促し、地域全体で子どもの健全育成活動を進めます。</p> <p>社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。</p>	<p>住民誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができるよう学習施設の整備や学習機会の提供に努めます。</p> <p>スポーツ・レクリエーション施設の整備、利用人口の拡大を促進します。</p> <p>男女の人権を尊重し、男女共同参画社会の形成を促進します。</p>

## ( 1 ) 学校教育の充実

地域の学校教育を取り巻く環境は、少子化による児童生徒数の減少、社会自然環境の悪化や情報化、国際化社会への推移など多様に変化してきています。

このような状況に対応した学校づくりを進めるため、家庭・地域社会における教育力の向上、教育指導体制の整備を図ります。

また、良好な教育環境を保つため、学校施設や設備の整備充実を推進します。

さらに、児童生徒の食育を進めるとともに安全で安心して食べられる学校給食の提供を図るため、給食施設や設備の整備充実を推進します。

学校図書館を活用した教育の推進  
道徳教育の推進  
地域ぐるみ教育の意識醸成  
地域での学習・活動の場の充実  
ふるさと教育、体験学習の充実  
教育支援センターの充実  
異年齢・異世代交流の促進  
教育指導方法（少人数指導、チームティーチング等）の充実  
スクールカウンセラーの派遣  
老朽施設・設備の整備、余裕教室の地域開放  
人権・同和教育の推進  
情報教育、環境教育、福祉教育の推進  
幼児教育環境の整備  
特別支援教育環境の推進  
児童生徒の安全確保  
学校給食の充実

## ( 2 ) 社会教育の充実

住民の誰もが、いつでもどこでも学ぶことができる社会を目指します。

また、その学習の成果を活かしていくことにより、地域社会の教育力を高め、活力ある地域社会を目指します。

その実現のため、地域コミュニティステーション等を核に、多様な価値観や個性を醸成し、地域文化の継承や地域課題の解決に向けた学習活動の機会の拡大を図ります。

あわせて、学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の充実に努め人権意識の向上を目指します。

生涯学習の推進体制の整備( 地域コミュニティステーション等の活用 )

多様な学習の機会、学習情報の提供

世代間・地域間交流の推進

芸術・文化活動の支援

生涯学習施設の整備充実

学習・体験・交流の機会づくり( 農業体験学習プログラム等 )

「安来市人権施策推進基本方針」等による人権教育・啓発の推進

○ 郷土の文化・歴史・芸術についての学習の推進

### (3) スポーツ・レクリエーションの推進

住民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じてスポーツに親しむことにより、一人ひとりが健康で豊かになる「生涯スポーツ社会」を目指し、「安来市スポーツ振興計画」の策定・推進に努めます。

その実現のため、スポーツ・レクリエーション活動が日常的に身近に行える環境を整えるとともに、各種活動を支える組織や団体、指導者の活動を支援します。

あわせて、各種競技大会の開催及び参加の促進と競技スポーツにおいて活躍できる競技者の育成ならびに指導者の養成を支援します。

各種スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実  
スポーツイベント、スポーツ教室の開催によるスポーツに親しむ人口の拡大  
各種スポーツ情報の提供  
総合型地域スポーツクラブおよび各種スポーツ団体の育成支援  
指導者養成の支援と活用



#### ( 4 ) 青少年の健全育成

未来の社会を担う青少年の育成は、すべての大人にとって重要な課題です。

親子の親睦を深める機会の拡大、地域行事への参加、地域貢献活動やボランティア活動などへの参加は健全な人格を育みます。

家庭・地域・学校・職場が一体となって青少年の健全育成に取り組める地域づくりを目指します。

総合的な子ども・若者育成支援施策の推進

子どもの人権尊重意識・青少年の健全育成意識の醸成

家庭・地域・学校・職場教育の推進

地域行事、地域貢献活動やボランティア活動への参加促進

## ( 5 ) 文化活動の推進

各地域に存在する伝統文化や芸術、日々の文化活動の成果等を発表する機会を拡大し、文化的風土の醸成や交流の拡大を図ります。

また、文化活動の活性化により、今日まで守られてきた地域の有形・無形の文化財への意識を高め、適切な保存や継承、発展の取り組みを地域一体となって進めていきます。

- 伝統文化、芸術・技術の継承とひとづくり
- 文化芸術活動への支援
- 文化財の保護・活用
- 伝統文化・芸術祭の開催
- 文化交流の支援
- 史跡、文化施設等の整備拡充
- 郷土の文化・歴史・芸術についての学習の推進

## (6) 男女共同参画社会の推進

男女の差別をなくし、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を目指します。

そのためには、社会の支援や制度のあり方だけでなく、地域の慣習のあり方についても考えていき、地域のさまざまな計画や方針の決定に女性が参画する機会を拡大していく必要があります。

パートナー同士がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や子育て、学習活動、地域活動ができるようになることで、地域の活性化も図ることができます。

男女共同参画計画の策定

男女共同参画社会に向けての学習・啓発活動の推進

男女が共に担う家庭や社会の環境づくり

審議会、地域づくり等への女性の参画機会の拡大

女性の人権擁護体制の整備

DV相談窓口の設置